

# 建設水道常任委員会会議録

平成15年6月16日午前9時から第一会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎浅井 正八           ○三木 誓士           飯高 昭二  
吉川 勝義           中川 靖広           森河議長

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
都市建設部長	北村 光朗	建 設 課 長	堤 和雄
建設課参事	今西 弘至	同 課 長 補 佐	川端 伸和
同 係 長	田口 昌孝	観光産業課長	田口 好夫
同 課 長 補 佐	辻本 邦好	同 課 長 補 佐	永井 克育
都市整備課長	藤本 宗司	同 課 長 補 佐	佃田 眞規
同 課 長 補 佐	藤川 岳志	同 課 長 補 佐	井上 貴至
上下水道部長	池田 善紀	上 水 道 課 長	水田 美文
同 課 長 補 佐	勝間 基好	同 課 長 補 佐	井上 究
下 水 道 課 長	谷口 裕司	同 課 長 補 佐	角井 敏文

## 3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆           同 係 長 猪川 恭弘

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）

委員長 おはようございます。

全委員出席されておりますのでただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。

開会に先立ちまして、改選後最初の委員会でありますので、自己紹介をお願いしたいと思います。先ず議員の方からお願いします。

（議員・理事者自己紹介）

委員長 それでは、本日の会議を開きます。

始めに町長の挨拶をお受けいたします。町長

（町長挨拶）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、三木委員、飯高委員のお二人を指名いたします。本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに6月議会付託議案についてであります、議案第31号、斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

（議案書朗読、要旨により説明）

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

吉川委員 条例には関係ないんですけども、この際ちょっと聞いておきたいんです。5点ほどありますのでよろしくをお願いします。各課報告事項の中にも町営住宅建設についてという事で挙がっておりますけれども、その主に身体障害者向けの町営住宅賛成でございますので一つよろしく

お願いします。

まず、現行入居者による高額所得者ですね、割増賃金の状況について、特に一定率を越える場合の明け渡しについて、現状はどないなってるのか、お聞きいたします。2点目は、現在不法入居者はいないのか。これは、全体をあわせた中ですね。それから3番目に、現在の賃金の滞納状況についてお願いしたいと思います。4点目に旧の町営住宅の用地、これについて、以前にも払い下げ等も含めて議論があったわけなんですけれども、その後の町の考え方をお聞かせ願いたい。最後に、建増し住宅、これは今進めていただいております長田から含めて、今の現状では立て替えは無理やと思うんですけど、旧の町営住宅についてどういう状況になっておるかお聞かせ願いたい。以上5点。

建設課長

現行入居者に対する高額所得と割増賃金の状況についてでございます。平成15年2月の収入認定の時点におきまして、今回の建替え事業の対象となっております興留団地におきまして、高額所得者に該当する方が1名おられました。以前よりこの方と高額所得については新団地に移転できない旨をお話する中で、町営住宅としても明け渡し請求も行ってきたところでした。そのことから、今年3月31日付けで住宅を退去されることになりました。現在町営住宅の中で高額所得者は他の団地におきましてもおられないという状況でございます。続きまして、不法入居者についてでありますけれども、これにつきましては、町営住宅の入居者の方の中で不法入居者はいないと考えております。それから現在の滞納の状況という事なんですけれども、これにつきましては、過年度分、平成14年度になるんですけれども、これにつきましては、家賃につきまして、7件の方が滞納をされている、また、これは金額にして230万7900円です。駐車場の使用料につきましては、8件ございまして、76万円。この滞納者に対する取組みについてでありますけれども、これにつきましては、長期の滞納者につきましては、個別訪問を行いまして、事情聴取をいたす中、支払い能力に応じた分割の計画を立てていただきまして、納付させるよう努めて参りましたが、今後についま

しても、こういった方には定期的な個別訪問を行いまして、納付の督促を行っていくとともに、悪質なものにつきましては、明け渡し請求の中でも、法的措置をして参りたいというように考えております。次に旧の町営住宅の用地の払い下げということなんですけれども、今回の整備対象となっております、五百井、興留団地につきましては、目安北団地の移転完了後、用途配置を行いまして、普通財産への起算をした後利用される事になりますが、特に五百井団地につきましては、市街化調整区域内であります事から、建物を建てて利用するにはなかなか難しい状況でございます。また興留団地につきましても、現在進めておりますいかるがパークウェイの一部線上にあることから、計画をされる時に合わせて町としては有効利用を図ってまいりたいと考えております。また、入居者に対する払い下げにつきましては、町といたしましては、老朽化の団地の建替え事業を進めてきましたが、また入居者に払い下げる場合は、町営住宅の用途を廃止をする中で、建物を寄贈とする場合には、建築基準法等の問題もあります事から、現状としては難しいものと考えています。次に建増しの完成についてであります。既存の老朽団地につきましては、町営住宅建替え建設当時には、風呂等が設置されておらず、また間取りにつきましても、2K、3Kでありました。そうした中で生活習慣の変化や家族構成等によりまして、また町内には公衆浴場もなくなってきたことから、浴室等も増築されております。町といたしましては、昭和63年から追手団地、長田団地の建替え事業に当りましては浴室付きの共同住宅としてまいってます事から、そういった追手団地、長田団地につきましては、増築等はされていないという所でございます。以上です。

吉川委員 町の努力によりまして、割増関係、不法入居者はいないということですが、賃金の滞納ですね、これ駐車場も8件あるけど14年度だけです。建物は7件、230何万のものは14年だけですね。

建設課長 説明が不足しまして申し訳ありません。建物、また家賃につきまして

は、13年度、14年度分です。

吉川委員 先ほど14年度で7件という事だったんですけど、今聞きますと13年、14年で7件という事ですね。できたら13年何件、14年何件、それ以外はないのかどうか、教えていただきたい。

建設課長 家賃につきましてですけれども、13年度につきましては、4件の滞納者があります。金額は685,000円です。それから14年度の家賃の滞納者におきましては、7件ございます。金額は1,622,900円です。滞納者につきましては、先ほど言いました13年度の方と14年度の方がおられます。それから駐車場の使用料につきましては、13年度は4件の方がおられます。245,000円。14年度の駐車場の使用料につきましては、8件の方がございまして、515,000円です。以上です。

吉川委員 13年と14年、これ、4件と7件やけど、この4件の方が7件の中に入っておられると思うんですけど、自動車の方も13年4件、14年8件という事です。ようけ貯まっていくと本人も払にくいし、貰いにくい者もいっぺんに生活状況等言われても難しいと思うんですよ、これも今、皆さんの努力で13年、14年だけという事で、よそに比べると斑鳩町は有り難いな、と思っておりますけれども、やはり、低所得者と言ったら語弊あるか分かりませんが、やはり皆さんの税金でこうして建てていってやっておるんだから、出来るだけ滞納はないように是非とも一層の努力を、私はお願いしときます。それから、町営住宅、割増住宅については、ないという事なんですけれども、これは結構。是非ともこれから建てていく団地については、私はこれはないんじゃないかな、と。先ほど課長の方から説明されましたように、私も長い間委員やらせていただいておりますので、今の時代になかったら困るし、前の状態では、やはりなんぼ安いといっても困るから一定の道というんですか、認めていう事は、前の委員会で一もう、だいぶなりますけれども、

記憶にあります。それはそれで結構なんですけど、やはり今聞きますとないという事でもうこれ以上は申し上げませんが、今後もやはり建替えしたりしていく中でいろいろ問題がおきないように、早い時期に気付いたら、入っておられる方に状況を説明して、正規に戻してもらえようように努力をしてもらいたいと思います。それから、旧町営住宅の土地利用ですけども、五百井団地については調整区域であり、興留団地についてはパークウェイの用地内にあるという事で、興留団地についてはそのまま私は町で管理をして残していただけるように、お願いをしておきたいと思います。また管理について私は今後、是非とも考えてもらいたいと思いますのでよろしくお願い致します。以上の回答は結構です、以上です。

飯高委員      今回目安北団地の建設に当って、以前建設された団地と比較して、今回3点あるんですけども、1点が以前建設された団地と比較して改善された部分、また特質すべき点があれば教えてください。概略的には、高齢化に対して、バリアフリー化等聞いておるんですけども、ちょっと中身を教えてください。それから2点目、今回21棟のうちで9棟が2DK、12棟が3DK、その中に障害者の方も対象に入ってるんですけども、なぜそのような区分けをされたのか、計画においてそうだったのか、それともいろいろあって、という事で。また今回1つだけが障害者という事で、初の試みという事で町が採用されたんですけども、今後どのような方向性でそれを考えられていくのか、という事が2点目であります。3点目に、いよいよ入居されて生活されるわけですけども、入居後において、入居者同志でトラブルが発生した場合、それに対処するような規則または規定が定められているかどうかという事を教えていただきたいと思います。その3点についてよろしくお願い致します。

建設課長      現在建てております目安北団地の関係と以前の建替え事業をした中での改善された点という事なんですけども、大きく言いますと、今の

計画しております物については高齢者、また障害者等にも配慮したものとして規定されています。これについては、国の事業としても認められておりまして、先ほど出ておりました旧の団地—長田団地、追手団地等につきましても、その当時、同じ中層で2階建てという事で建設していました。その当時はそういったバリアフリーという事がなかなか言っておらず、中層ではエレベーターの設置はされておられません。

これは、国の事業としては、高層住宅以上という位置づけで、エレベーター設置可能であります。そういった事から今の団地はエレベーター設置しております。まずそれが大きな関係と、それと施設に入る場合に、障害者、高齢者等に配慮するという事で、バリアフリーとして、スロープ状のもの、階段のものがございます。これについては、旧団地についてはスロープはございません。一つ、大きな違いと言いますと、旧の団地はそれぞれ階段方式、それぞれの階段を上ってもらうという形になりますけれども、この関係については、現在のものは特に学校をイメージしていただいたら分かると思いますけれども、それぞれ廊下方式と言いまして、それぞれの階が廊下という側に建っておりまして、スムーズにそういった形で利用いただけるという事が外観の関係でございます。中に入りますと、大きな違いとしては特にこういった集合住宅は、ユニットバスという形で設置しますが、これにつきましても、従来のものにつきましてもそう広くはないんですけれども、今回設置しております2DK、3DKにつきましても、同じタイプの浴層と言う形でスペースを広く取りまして、そういった障害者の方についても利用していただきやすいような間取りという形になっています。また、廊下につきましても車椅子等が入れるような、必要最小限ではありますけれども、そういったスペースを確保いたしまして、各部屋での移動もできるという状況でございます。また特に身体障害者の関係につきましても、大きく変わっている点につきましても、下肢、またはいろんな障害があると思うんですけど、、流しの部分については車椅子でも流し台に椅子ごと進んでいただきまして、流しの前で車椅子の状態で、食器とか洗っていただける状況になっています。廊下等につきましても、障害者の方につきましても、

手摺等設けるように、建物に設置できるように、取り入れています。それと2DK、3DKの関係と障害者についてという事なんですけれども、2DK、3DKの割り振りにつきましては、当初町としては、あそこで32戸の計画も持っておりました。しかし、町営住宅という形のもの、近隣の状況等勘案する中で、従来と同じ規模の3階建てという形で建設してきました。その際にも地元からはいろんなご意見をいただきました。住宅への他の用途の関係も申し出もありました。しかし、町としましてはあの場所に町営住宅を建てたいという事で、周辺の方にもご理解いただきまして、設置をした所でございます。ただ、戸数については敷地等の面積もございまして、その中で、特に最近ですと高齢者の方については、少子・高齢化という時代の中で、3DKとなりますと、部屋も大きくなります。また家賃もその分が加算されます。ですから、そういった高齢者の方については、夫婦、また最近では一人暮らしの方も多くなっている関係もございまして。そういった中で、敷地面積等勘案する中で、また駐車場も確保する中で、そういった付帯施設も取り入れる中でそういった形で進めて参りました。それと一戸の障害者、という事で今回町としては建替え事業の中で初めての試みなんですけれども、これにつきましては、いくらにするかという事で、なかなか今までにも議論をして参りました。そういった事から建替え事業を先ほど説明しました「ストック活用計画」という中では、町としては3期事業を出しております。これが今回1期めという形のもの、戸数的に21戸という中で実際町として、入居される方がどれ位おられるのか、数も把握しきれていないという部分があります。そういった事も含めまして戸数につきまして今回は1戸という事でさせていただきました。最後に入居された方同士の問題という事なんです、これはあくまで入居する場合には入居のしおりというのをこしらえまして、入居していただく場合は、ペットを飼っていただくというのは禁じております。また集合住宅という位置付けで隣近所、各階の上下、そういったことにお互いが十分気をつけて、迷惑にならないように、という形でそういったしおりを交えて皆さんに共同住宅に住んでいただく中での住み方について、迷惑をかけないとい



う事でおしりを作らして、入居していただくという形にしておりますので、問題と言いますと、問題が起これば特に一つの自治会という形もありますし、我々としてはまたその状況に応じて対応していきたい、このように考えております。以上でございます。

飯高委員 一番なんですけれども、そういった高齢化、バリアフリー化でいろいろ細かい点をされているんですけれども、今後何年か経った後において、必要なバリアフリー化というんですか、追加されるようになれば、その時点において、町として設置していただけるんですか。

町長 町営住宅計画という事で町としては、150戸という中で、今追手団地、長田団地、その他にも目安北団地、残された戸数がございます。当然委員会ともご相談申し上げて、障害者のバリアフリー化ということ当然の事でありますから、次の関係の時も計画をいたします中で、当然バリアフリーの関係、障害者等の施設の、町営住宅をと、そう考えております。

飯高委員 2点目の中で、今回障害者の方について、一人ということで、資料の中、入居者募集調査、これ見てみますと、一番近いのが王寺町が232棟で、障害者が8戸設置されてるんですけど、これは資料にされたという事は、参考にされたと思うんですけれども、王寺町に聞かれた事はあるんですか、内容の事、なぜ8戸にされたか。

建設課長 王寺町の福祉向け住宅として、障害者8戸という形で設置されております。これは63年でしたか、設置されました。状況について確認していろいろお聞きしたんですけども、数の関係等について王寺町としては公表できない、言えない、という状況です。ですから、設置された戸数等については、我々としては把握しておらないという事です。

飯高委員 3番目なんですけど、入居トラブル、入居者同士のトラブルというの

は、あってはいけない事だと思うんですけど、以前に他の団地の方で、入居をされたにもかかわらず、初日で行かれたというのを聞いた事があるんです。それは内容がなぜかと言うと、上の階の方がやかましくて、なかなかそれに対応が出来なかった、という事です。いろいろ悩まれて結局は出られておると。そういう事になりますと、せっかく町へ入っていただいたにもかかわらず、団地に入っていて、対処というんですか、入居のしおりにもいろいろ規定は書いてあると思うんですけども、今後はこういった場合にいろんな角度から対処していただいて、楽しく過ごしていただけるように、よろしくお願いします。以上です。

中川委員 さっきの吉川委員さんの質問に関わりますねけど、13年度、14年度という事で1年間以上滞納されてる方おられますけど、督促に行っても、ずっと滞納、滞納でいったら、最終的にはどういう措置を取られるのか。

建設課長 先ほど言いましたように、13年、14年でございます。先ほど言いましたようにその方にはお話して、一応分納、分割で納めてもらうという形で誓約書を書いてもらっています。そういった形で年内に追いつけるように、最低でもやっぱり2ヶ月程度納めてもらうということがございます。

ただ、委員が今おっしゃっているように、滞納がかさんできたらどうするねんという事ですけども、これにつきましては、先ほども言いましたように我々としては、町内にはたくさんの方が住宅を希望されてる方もおられますし、そういった事もありますし、町としてはやっぱり住宅として使用料を納めてもらって、はじめて公営住宅という所に入っただく、という事もありますし、町としてはそういった方については法的処置、明け渡し請求に基づいて、裁判にしてでも明け渡しはしてもらうという事になっています。

中川委員 裁判にかけて明け渡し請求というのは、どこか一つの区切りがあるん

ですか。

建設課長 区切りというか、家賃を納めてもらう意志、それが無くなればやっぱり、そんな形のものがあると思います。我々としてはその方とお会いして状況をつかんで行きたいと思います。

中川委員 払えない、というか、払わない方は、ちょっとずつでも払えます、来月払います、払いません、払う気ないねんとはめったに言われませんか、そこである程度全く支払いがゼロのまま、一年以上、二年以上とかそういう一つのけじめというものを必要ではないかなと思いますけど、どうですやろ。

助 役 先ほど堤課長も申し上げました、区切りというのは、状況を考えて一つの措置を町が採用ということではなく、斑鳩町町営住宅条例44条、3ヶ月以上滞納すると明け渡すところになっている訳で、その方向に向けて取り組んでいかなければならぬ。あまり悪質なものについては、それをもって対処する。こういう事です。やはりいろいろな面に対して困窮されてる方については十分話をしながら、分納とかに対応措置をとる。こういう事で対処していきたいと思います。相当多くの滞納者は払わないという事で家賃がかさんでいくわけですね、そういう事にならないように、対応していくことが町としての対処の仕方だと思います。当然、町としては厳しい対処、先ほど課長が申しましたように、住宅条例44条に基づいて3ヶ月以上滞納した時は明け渡し請求していくという事でやっていくという事で考えておる段階でございます。

三木委員 先ほど障害者についての今回の建設にあたって、一棟という事ですが、3期工事あって、その中のまず一つという事ですが、2期、3期について何棟お考えですか。合計何戸になるか、教えていただきたい。

町 長 先ほどの飯高委員のご質問にもありましたように、将来町は最終的に

全部で150戸という県からもそういう話をさせていただいてます。というのは、やっぱり古い町営住宅でございますから、ただ問題は市街化区域に建てなければでき得ないという、なかなか場所的な問題等ございますから、仮に今現在は、追手団地、長田団地、目安北団地、いずれにいたしましても、適正な場所がございましたらそういう計画をして参りたいと思います。いずれにいたしましても最終には150戸という事で、以前からの委員会等、我々としては、将来的に建替えを全て含めて、150戸ということで進んでいます。

三木委員 入居者募集調査表の中で連続落選者に対して優遇措置とかはあるのか。三重県については、3回以上の落選者に対しては優遇措置をしてるんですが、他の所の例をとってもないんですが、斑鳩町ではそういうような事を、落選者に対してもう少し優遇しようと言うことはないんですか。

町長 これは以前から斑鳩町の場合は、最初はやっぱり住宅困窮者ということで困窮の度合い、民生児童委員さん等からいろいろ、こういう中に出ていますように、この審査委員の中には民生児童委員とか、議会とかいろいろ出てますように、最初はそういう形で選考、住宅の関係に対する困窮の度合いが一番高い、そういう方が入居いただいた。しかし、いろいろおかしいやないか、という事がございますから、なんでそんなもの入ったんや、という事が出てきまして、町としては抽選にしていこか、という事で委員会等を通じ。審査委員はございますものの、今現在は抽選という事で。公開という事で。最初の出発点は違って、住宅の困窮という事で、そういう形で申し込みがあって、書類が選考されたという中で、民生児童委員さんとか、選考委員さんがいろいろ確認されて、そしたら入居度合いについては1番、2番、3番という事で入っていただいた。しかし、町としては、新しく今度追手団地、長田団地ができてきた、追手団地を潰すについて、今度の一つ抽選をしようという事で、公開抽選ということになってきたと思います。

吉川委員 質問ではないんですけど、感じたんですけども、町営住宅に関しても、また5ヶ年道路計画として、失礼な言い方になるかも分らんけども、新しい議員さんは、これもらっておられないと思うんです。重要な資料を、ちょっと整理して皆さんに渡してもらったら、質問も私は減ってくる、こう言ったら語弊があるかも分らんけど、また増えてくるかも分らんけどやっぱり分かってもらう、把握してもらおうと言うのは大事やから、これを一つを例にとっても、平成13年の6月12日の委員会で資料2から5まであるわけですけど、今の町営住宅についても、五百井、興留団地、興留東団地の将来の計画示しておられるわけですな、そやから、こういう図面をちょっと事務局と相談してもらって、整理して新しい議員さんに渡してもらったらより一層議会というのか、分かってもらえると思うんです。是非ともその整理をお願いしたい。特に建設委員会の関係については、図面とか、5か年計画とかいろいろありますわな、町道認定に対する町の考え方、そういうのを渡してもらったらよけいに理解してもらえないのではないかと思います。前にこうしてもらったやつで、みな、これに基づいてやっていくんやろ、私は特に前に言ったやつについては、調べてきてこれを元にやっていますんで、その点だけ特に理事者の方には、前と違うこと言わんように、よろしく申し上げます。

委員長 吉川委員さんが言われた通り、新しく入られた方は資料ないから、課長としてはお二人に渡してもらえますか。いつでもいいです。

町長 吉川委員さんの関係等について議会事務局局長とも相談して、資料はある関係については、整理してやりたいと思います。以前の関係等について、整理をして重要書類とか、し尿処理場とか、鳩水園、焼却場、火葬場の補償の覚書とか、そういうものもございますから、そういう物も提示していかんと、またおかしくなりますから、そういう関係等も局長と相談申し上げて資料を出していきたいと思います。

委員長 担当課としては以前の資料、局長と話して渡していただきたいと思  
います。よろしくお願いします。

他にございませんか。ないようですのでこれをもって質疑を終結いた  
します。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可  
決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第 3 1 号については当委員会として  
満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 3 3 号、平成 1 5 年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請  
負契約の締結について(その 1) についてを議題といたします。理事者  
の説明を求めます。

( 議案書朗読 )

下水道課 去る 5 月 2 6 日に、郵便による制限付一般競争入札を執行した結果、  
長 奈良市西御門町 1 6 - 1、株式会社竹中土木奈良営業所が落札し、3 億  
6, 6 4 5 万円で契約の議決をお願いするものです。資料 1 に示してお  
ります、赤色のルートでございます。工事の概要でございますが、服部  
1 丁目地内、服部交差点付近から龍田南 1 丁目、菅神社前まで、口径 4  
0 0 ミリから 8 0 0 ミリの推進工法で延長 8 8 0 m、縦坑築造工が 8 箇  
所の幹線管渠築造工事で、予定期間は議決後の 6 月 2 3 日から平成 1 6  
年 3 月 1 0 日までの 2 6 2 日間であります。以上簡単ですが、説明とさ  
せていただきます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

中川委員 過去に他の委員会でも他の委員さんが、指名やなしに一般競争入札と

いう事をかなりおっしゃってましたけど、この一般競争入札は、1500点という大きな点数であって、かなり絞られた指名、極端な指名に近いんじゃないかな、と私自身も個人的に思いましたけど、初日に助役さんが体育館の下通らなあかん、25号線横断せなあかん、せやから1500点やと。この33号についてはそういう箇所ないと思うんですけど、その点よろしいですか。

助 役 議案第33号も同じ考えでやった訳でございます。やはり、丹後道というのは相当道幅も狭し、そういう中で陥没が起これば、南方の住民の方々が、いわゆる公共施設等にこられることに対し、ご迷惑をかけると共に大きな問題になる恐れがあります。そういった事も考え、町内の安全という事を重視し、経審を1,500点以上というのを決めたわけです。やはりこの34号にも説明いたしますが、一連とした工事の中、そういうことも含めながら、できるだけ高い技術力を持った業者を選定いたしました。

中川委員 実際1500点以上の業者がいても、専門的な技術屋というんですかね、専門の業者が施行するわけですよ。元請は1500点あるけど、実際仕事されるのは、例えば地元の業者がその仕事を請け負っても、しはる専門の業者さんが工事するわけですからね。今までに地元の業者が請け負った事は、そういう間違いとか、危なくない所やったかと言えば、そうではないと思うんです。条件はみな同じやと思うんですけど、こういう点数になってるのが今でも疑問です。

助 役 経審が1500点以上の業者は、その会社によって、それぞれの高度の技術力を持っています。そういう中では直営でやるという事も考え方あるわけです。また下請けにも許可制でございますので、許可を得れば下請けを採用することは可能であります。本工事においては1500点以上と言うのは、日本でも15社しかございませんし、町は条件付の一般競争入札をする中では、2業者が条件に合わなかったということで、

13業者になりましたが、そういう技術力の高い業者であるということから、直営でやるということの解釈でございます。ただ、2億以下の工事につきまして、町のランク付けをもった業者に指名するということから、今日までトラブルが起こったことはない訳であります。中川委員がおっしゃるように、事故等を懸念するようなことはない。ただ、本件工事につきましては、そういう考えで、町の裁量に基づいてやっているということでございます。

中川委員 建設水道常任委員会の所管ではありませんけど、厚生常任委員会ですけど、今度の（仮称）総合福祉会館建設に当って、地元業者育成を考慮してもらって、JV方式もいろいろあるし、その事もまた考えていただきたくて、お願いしておきたいと思えます。

町長 私どもも、中央体育館の関係等について、JV工法を採用してきたわけですが、その中でもいろいろ問題点が出て参りました。町長が将来の環境についてどうしていくのか、という事から単体でいきたい、そういう事からずっと単体でやってきております。そういう事も踏まえる中で、JVもなかなか難しいわけございまして、なかなか業者間等が一定の基準に……。そこらのことを考えますと、今新聞等に出てますようにJV工法の関係について、談合等の情報があったり、いろんな関係等出てまいりますし、中央体育館の時に、ちょうどあの時は、3JVでしたか、の関係でいろいろと問題等がございました。議会からいろいろ指摘をされて、その当時の大谷助役は、単体でこれからは契約を進めて参りたいという事は申し上げております。中川議員の関係等については、今後、議会ともご相談申し上げて、考えていきたいと思えます。

飯高委員 中川委員と同じような内容なんですけれども、今回制限つき一般競争入札、特殊技術を要する工事、そうなれば、危険度が増してくるんですけれども、発進到達縦坑の問題、言われたように8ヶ所設置されている。主にそこでの工事が発生するわけですが、その場所においての



交通規制、並びに周辺に及ぼすいろいろ影響というのを配慮されてるわけですけども、配慮の対処について教えていただきたいと思います。

助 役

当然町が発注致しました全ての工事につきまして、安全対策という事を確認しています。同時に付近の住民の方々にトラブルを起こさないように対応していく。という事で設計の中の仕様に入っておるということでございます。また、業者としては町の仕様の中で適切に対応してもらおう。例えばガードマンを置く時は、ガードマンを置く。また業者の技術者が対応できるものは技術者が対応をしてもらおうという事で、町の監督員がきっちりと指導する。また、事故が起こるといのは非常に問題がありますから、死亡事故に繋がらないような適切な対応、いわゆる、発進到達縦坑の中ではガス等が生じる恐れがありますので、下手にすれば死亡につながる。そういうことの絶対ない様に、町内業者には年に一回、また大きな業者についてはその都度講習会をしていくということで、町としては適切に対応してまいりたいと考えております。

飯高委員

以前に下水じゃなかったんですけど、道路工事で。付近に建っていて家に、道路工事ですからいろんな重機を使ってします。特にローラーとか使いますと振動が発生します。たまたまそういうのを聞きますと、家見に行ったらクラックが入っていました。その家の方に言いますと、ずっと振動が続いている。当然ローラーが入ったときはそうだということ。その場合に、なかなか町として認識というか、どういう内容だったのかははっきり分からないんですけど、何か後に残したような感じで終わっていたように感じがします。そういうときに、すばやく対処して頂いて、配慮は十分に考えての事やと思うんですけど、いろいろ突発的なことはあるわけですけども、後に嫌な思いを残さないような工事を今後はしていただきたいと思います。

委員長

今、飯高委員が言われた通り、ローラーかける時の震動、最近やったら、駅の所のまつおかからあの辺、夜間工事されたわけですね、あの時

やっぱり震動出ましたか。あこは縦坑でだいぶ問題あった所やけど、夜間工事で踏切りから、山口都三さんの辺りまで舗装工事やってますわね、夜間工事で。あれはどの位の震動でますの、大きなローラーで押さえた場合。

助 役 震動はオペレーターによって若干ちがうと思うんです。バイブレーションローラーを掛ければ相当振動を起こす思います。市街地では無震動、無騒音の形でやってるとするのは原則ですから、ローラーについても転圧をゆっくり走る、という事で震動を起こさないような形をとる。これは業者が対応していく。このように思います。今飯高委員おっしゃったように、これまで町においても工事によって、トラブルが起こったこともございます。また、司法にかかったこともございます。そういう中ではそういう経験もございますから、工事前、工事後のきちとした家屋調査をする。特に下水道の方は地下でやりますから、どういう状態が起こるかわかりません。そういう事も含めてきちとした対応をしておく。それを工事前にその家屋の方に見ていただき、工事後に見ていただくという事で対応しております。委員長もおっしゃりますように、できるだけ震動によって、オペレーターが配慮するという事で、指導をしていきたいと思っております。

委員長 ありがとうございます。私も見ておるんですけど、住民としては道路を早くやってほしい、と。そしたらまた、震動が副作用みたいな形で出てくるというのは残念な事で、商売をしてはって、具合が悪いと前に言わはった所で2、3日待った所、私も聞いてますけど、やってもらってよかったな、というのが住民の声ですし、そこらを気づけていただいて、なるべく震動のないような感じでやっていただきたいと思っております。商売できないと言われて、私もこんだけ言われたら仕方ないな、と。だけど、その時辛抱してもらったらよくなるのにな、と。思って、便利でよくなるけども、今飯高委員言われたように、もしもクラック入った時に町の対処の仕方の問題が出てくるから、難しいものやな、と感じております。

その事で役場の方も業者さんと協議されて、振動のないようなものでやっていたきたいと思います。

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって議案第33号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号、平成15年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その2)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

( 議案書朗読 )

下水道課  
長

概要について簡単に説明いたします。去る5月26日郵便による制限つき一般競争入札とした結果、奈良市高天町38-3、株式会社奥村組奈良営業所が落札し、2億5,515万円で契約の締結をお願いするものであります。先程と同じ資料1で説明いたします。工事の概要ですが、龍田南1丁目菅神社前から、役場西側を通り、龍田北1丁目地内、錦が丘自治会南東付近まで、水色の部分でございます。口径200ミリから400ミリの推進工で、延長610m、口径200ミリの開削工で、延長129m、縦坑築造工が14箇所の幹線管渠築造工事で、予定期間は議会の議決を頂きまして、6月23日より平成16年3月10日までの262日間でございます。以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

先程の工事と同等でございますが、地下埋設物が輻輳し、道路が狭隘で交通量が多い工事施工区間となることから、安全面に対しましては特に注意するよう心がけて参りますので、よろしくご審議賜りますよう、

お願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

吉川委員 入札業者が一名減ってますわな、五名という事です。それはなぜ減ったのか。その会社名わかったらいうてください。

助 役 この件も、当初、指名願いを見る中で、私も何でこうなったのかなと  
いうことで、係りにも話を聞いたことがございます。やはり会社の事情  
ということしか、判断つかないと思います。今、吉川委員がおっしゃら  
れました公共第1号、いわゆる汚水幹線の1工区の工事については、6  
名の業者で競争しております。公共第2号、いわゆる汚水幹線2工区、  
これが5社の業者で競争されております。この中が1社が抜けた。こう  
いう事でございますから、そういう事から考えたら、会社名を上げまし  
たら(株)飛島建設、奈良営業所が公共第2号で入札に参加しなかった。  
先ほど申し上げましたように、我々の判断としましては、会社の都合で  
はないかというところでございます。

吉川委員 6社でも少ないんじゃないかと私は思うんですけど、今辞退された1  
社については、仮にこの1年間の間に同じような入札があるとします  
ね、その場合どのような町は、対応をされるのか。始めに申込しといて、  
後になったらもうええわ、という事では困る。そんな会社をまた次に指  
名しはるのか。

助 役 これは、あくまでも制限付一般競争入札でございますから、入札に参  
加するという中で、町が決めている資格条件に合えば、一応やむを得な  
いと考えていかざるを得ないと思います。ただ、やはり、こういう事も  
ございますから、町としては、今後十分対応を図ってまいりたいと考  
えています。

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって議案第34号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、報告第11号、平成14年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

( 議案書朗読 )

下水道課  
長

これにつきましては、平成14年度国の経済対策といたしまして、補正予算を受け、公共下水道事業特別会計に計上し、法隆寺西1丁目地区の下水道工事および上水道移設管補償工事、龍田北1丁目地内における測量設計業務委託を発注いたしておりますが、年度末の発注となったことから、平成14年度に事業費で7,950万円の繰越明許をお願いしたものです。その財源といたしましては、国庫補助金で3,000万円、地方債で4,550万円、一般財源400万円でございます。以上で報告とさせていただきます。

委員長

説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として了承することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって報告第11号については当委員会として満場一致で了承すべきものと決しました。

次に、各課報告事項として、(1) 公共下水道事業に関することについて、理事者の説明を求めます。

下水道課 長 まず、流域下水道事業の全体計画と進捗状況を資料-2に基づき説明いたします。資料-2をご覧くださいでしょうか。図の右下部分に流域下水道竜田川幹線の最下流となります奈良県浄化センターがございます。浄化センターより順次左方向へ黒色、赤色、薄赤色と順次着色されているところがございますが、これが流域下水道竜田川幹線管渠のルートでございます。大和郡山市額田部北町から生駒市乙田町までの約14Km (13.84km)、管径1,350mmから1,650mmの幹線管渠でございます。黒く着色されているところは既に完成している工区で、浄化センターから中継ポンプ場の推進工区、西安堵から斑鳩町興留の割烹まつおか前の2号工区、割烹まつおか前から稲葉車瀬にありますシールド発進基地までの3号工区及び三郷町勢野東から平群町椿井までの5号工区が完成しております。特に斑鳩町として供用開始に影響する工区として、まず、丸Pと明記されている部分が中継ポンプ場で完成予定が平成17年3月、次に濃く塗られた赤色部分の1号工区でございますが、完成予定が平成16年3月、赤色部分の4号工区でございますが、完成予定が平成17年9月の予定であります。全路線全てが完成する予定は、平成19年度の予定となっております。以上が、流域下水道竜田川幹線の全体計画概要でございます。

次に、斑鳩町が直接関係する流域下水道事業の5月末時点におけます、進捗状況でございますが、中継ポンプ場築造工事及び、このポンプ場に設置されます電機設備、機械設備につきましても、それぞれ順調に工事が進められております。

次に、竜田川幹線管渠第4号工事、稲葉車瀬の発進基地から三郷町勢野東までのシールド工事につきましては、シールドマシンの制作が完了し、据え付けのための準備が進められております。

次に、町公共下水道工事の進捗状況についてであります。国の経済対策であります補正予算事業として法隆寺西1丁目地内で発注しております管渠埋設工事につきましては、二隆建設と3月28日に契約を交わし、繰越明許事業として7月31日までの工期で、現在、家屋調査及び宅内柵の設置位置確認作業及び上水道管仮設工事も終え、下水道管渠埋設工事に着手し、順調に作業が進められております。

また、龍田北1丁目地内におけます4件の測量設計業務委託につきましても繰越明許の手続きを行い7月31日の完了を目指し、順調に作業が進められております。

次に、以前よりご指摘いただいております供用開始に伴い不要となる浄化槽を有効に活用する方法についてであります。町公共下水道の面的整備は、平成5年度より本格的に着手し、平成14年度末の整備面積は79ha整備率は約32%となっており、町全体を見たなかでも、浄化槽設置世帯は90%を超えるに至っております。今後、公共下水道が供用開始していく上で、浄化槽設置家庭については水洗化促進に対して大きな阻害要件をそなえているとも考えられます。それらを、勘案した上で、不用になった浄化槽を有効に無駄なく利用する手法について検討を進めており、公共下水道整備後に不用となる浄化槽の利用方法について、手法がまとまり次第、当委員会におきましてご相談をおかけする考えでありますのでよろしくお願いいたします。以上簡単ではございますが公共下水道に関することについての報告とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長

これをもって質疑を終結します。

ここで、お諮りいたします。本件については当委員会として、閉会中も引き続き審査を要することとして、継続審査案件の取り扱いをさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

公共下水道事業に関することについては、当委員会として閉会中も引き続き審査を行うことと致します。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるよう、お取り計らいをお願いいたします。

本件については説明を受け、了承をしたということで終わります。

委員長

次に、(2) 町営住宅建設について、身体障害者向け町営住宅設置要綱について、理事者の説明を求めます。

建設課長

町営住宅建設事業についてであります。先に事業の進捗等につきましてご報告させていただきます。住宅棟につきましては、ほぼ完成いたしましたところであり、あとは外溝工事で、駐車場の舗装等を残すのみであります。6月16日現在の進捗率は、本体工事98%、電気設備工事100%、エレベーター工事95%であります。また、6月1日には、今回移転の対象となります五百井、興留団地の入居者11軒の家族の方々に目安北団地にお集まりいただき、住宅内部を見学いただきまして、その後移転入居に係る諸手続き等につきまして、説明会を実施いたしまして、入居される部屋の決定方法につきまして、入居者の方々より希望を取らせていただき、希望される部屋が重複した場合には調整させていただき、それで決まらない場合は、抽選で決定させていただくことで説明いたしました。6月5日に記入用紙を配布し、6月9日に回収させていただいた結果、2DKと3DKの間取りも含めて、皆さんが希望される部屋に入居していただけることになりました。なお、五百井、興留団



地からの移転入居につきましては、8月中には完了する予定であります。また、(仮称)斑鳩町町営住宅目安北団地完成に伴う新規入居者募集についてであります。建設戸数全21戸のうち、五百井、興留団地から移転していただく方の11戸で1戸の方は移転せず息子さんの所へ行かれるとのこと。また、いかるがパークウェイ整備事業に伴い立退きをお願いしている方につきましては、現在借家でもあることから、町営住宅への入居を希望をされていることから、斑鳩町町営住宅条例第5条に基づき、公募の例外として入居していただく1戸の計12戸を除く9戸につきましては募集を行うこととなりますが、その内訳といたしましては、2DKが6戸、3DKが3戸となり、3DK3戸のうち1戸につきましては、身体障害者向け住宅として募集を行う予定であり、7月広報に募集記事を掲載いたしまして、住民に周知してまいりたいと考えております。また、既存の長田団地、追手団地につきましても現在3戸の空きがありますことから、今回、あわせて募集をしてまいりたいと考えております。

それでは、資料3でお手元の方に配布しております、身体障害者向け町営住宅設置要綱について、ご説明をして参りたいと思います。この要綱の説明をする前に、資料3の次にA3タイプの調査表がございます。これにつきましては、先に説明をしていきたいと思っております。この件につきましては先程も質問をしていただきましたが、重複する部分もあると思っておりますが説明をさせて頂きたいと思っております。この件につきましては、議会よりご指摘されたものを含め検討する中、また、福祉向け住宅について他の市町村の実態及び入居者選考委員会の審議につきましても、現在の審議委員会の審査内容でよいのか、近隣の状況も参考に調査、検討してはどうかということがありました。そういったことから、県内の近隣市町及び昨年度の建設水道常任委員会の視察地である松阪市に、県営住宅として、奈良県、三重県の合計11の県、市、町営住宅における住宅の規模、募集の概要、入居者選考委員会設置状況について取りまとめを行ったものでございます。それでは個々の状況につきまして、上段から順番に説明させていただきます。

( 資料3により説明 )

建設課長

それでは、身体障害者向け町営住宅設置要綱概要について説明させていただきます。当町として今日まで一般住宅として町営住宅の……を行ってまいりましたが、今回の建設事業の中で、福祉向け身体障害者住宅の確保することの設置要綱を定めたものであります。

まず、第1条で、この要綱の趣旨を定めております。町営住宅を供給するについて、福祉の増進に資するため、身体障害者の安全や利便に配慮した住宅を設置し、入居資格等、必要な事項を定めることを趣旨としています。

第2条では、用語の定義ということで、第1号では対象となる身体障害者の範囲を身体障害者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が1級から4級までの方、または、戦傷病者手帳の交付を受けている方、療育手帳の交付を受けている方としています。

第2号では、身体障害者向け町営住宅とは、身体障害者を含む2人以上の世帯が生活する特定の町営住宅と定めております。

第3条第1項で、前条の2項で示しております特定の町営住宅への資格者を示しております。第2項では入居資格については、公営住宅法及び町営住宅条例に基づくものとしております。

第4条では、身体障害者向け町営住宅の団地名、部屋の号数、間取り、面積を定めております。

第5条では、入居募集の特例として、第1項では、身体障害者からの申し込みがなかった場合、再募集を行うとしております。また、第2項では、再募集を行っても、身体障害者からの応募がなかった場合、一般住宅として募集を行います。但し、団地内で一般住宅の空きが生じたときには、入居者負担により部屋を替わっていただくという条件付きで、誓約書を出していただき、入居していただくこととなっております。

第6条では、入院、入所等の取り扱いについて定めており、医療機関に入院等により一時的に居住しなくなっても、入居資格はありますが、

社会福祉施設等に入所された場合は、住宅での生活が見込めなくなることから、入居資格に該当しないものとして定めております。

第7条では、住宅の明け渡しについて定めております。

第8条では、その他として、この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定めるとしております。

付則として、施行日を平成15年7月1日としております。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、午前10時45分まで休憩いたします。  
暫時休憩いたします。

( 午前10時30分休憩 )

( 午前10時45分再開 )

委員長 再開いたします。質疑、意見があればお受けいたします。

飯田委員 入居資格ですけれども、入居資格は身体障害者を含む2人以上の所帯とするということで、これはどこから。一人というのはいけないんですか。

建設課長 ご指摘の身体障害者向けの一人入居という事なんですけど、公営住宅法がございまして、その前段で入居資格については当然定めております。その法に基づいての一人住まいというのは可能なんですけれども、一般的には複数でないと入居はできません。ですから、今ご指摘頂いてる方、仮に一人であって自立生活が可能であれば、それとあれと合わせて年齢が50歳以上の方であれば可能です。一般的には二人以上の申込でというのが原則。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
本件については説明を受け、了承をしたということで終わります。

委員長 次に、(3) 報告第10号 平成14年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)のうち、当委員会所管に属するものについて、理事者の説明を求めます。

建設課長 建設課所管に係りますものについて、ご説明いたします。第7款土木費、第5項住宅費、公営住宅建設事業費であります。この事業につきましては仮称、斑鳩町町営住宅目安北団地建設工事請負契約の締結を、昨年6月議会で議決いただきました。工事を進めておりますが、工期が本年6月末竣工ということでもありますから、繰越をお願いするものであります。金額につきましては2億5,676万8千円、翌年度繰越が2億2,041万4千円、財源内訳といたしまして、国庫支出金、9,636万6千円、地方債9,590万円、一般財源が2,814万8千円でございます。以上が建設課所管に関わるものでございます。

都市整備課長 都市整備課に係りますものについて説明をさせていただきます。まず、第7款土木費、第4項都市計画費の法隆寺線整備事業において、服部区画整理内に対応いたします公共施設管理者負担金につきまして、区画整理事業の進捗、法隆寺線のその他区間の用地取得の進捗によりまして、1億8,280万円の繰越明許費の設定をさせていただいておりますけれども、同額の繰越をさせていただくものであります。財源につきましては、地方特定道路事業として地方債1億6,290万円、一般財源として1,990万円となっております。次に同じ都市計画費の法隆寺藤ノ木線整備事業で、公園の施行に当たりまして、土塀の築造に時間を要すること、また、歴史的な環境整備をと寄附いただきました1,000万円につきまして、公園内に東屋の建築を行う予定で、公園施設との関連もあることから、公園の整備費と併せまして、3,700万円の繰越明許費の限度額の設定をさせていただいております。繰越額につきましては公園の工事を14年度内に発注いたしまして、前払い金の支払いを行っていることから、3,139万4,300円の繰越となっております。

ございます。なお、財源としましては既収入特定財源といたしまして、1,000万円、14年度に受け入れ済みでございます。国庫支出金では610万円、まちづくり総合支援事業としての地方債920万円、一般財源609万4,300円となっております。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
本件については説明を受け、了承をしたということで終わります。

委員長 次に、(4) 水道事業報告について、理事者の説明を求めます。

( 資料4にて説明 )

委員長 説明が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

飯高委員 配管図いただいたんですが、消火栓についてというのは。

総務部長 この場には持ち合わせていないのですが。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
本件については説明を受け、了承をしたということで終わります。  
他に理事者の方から報告はございませんか。

( 報告事項なし )

委員長 以上、これら各課報告事項については、報告を受け、了承をしたということで終わります。

続いてその他について各委員から質疑があればお受けいたします。

吉川委員

5点ほどお願いしたいんですけど、まず何回も申し上げてますけど、竜田川下流の現在、県立公園になっている所の草刈についてなんですけれども、私も県会議員等通じてお願いはしておるんですけど、一向に改良する見通しが無い。特に私は美化キャンペーンの前に何かやってもらえないか、一生懸命皆出てやってもらってても、今現在見てもらっても分かるんですけど、町管理の所は刈ってもらってます。しかし、一端竜田川の公園敷きになると刈っておらない。あの状態では美化キャンペーンと言っても出来ない状況、前にも私、町の職員にお願いしてですね、ちょうどカメラ持っておられたんで、撮ってといてくれ、と。いい所ばかり撮らんと、危険な所も撮ってくれということ。誰に止められたんか知らんけど、私が行ったらちょっと出すのは難しいと言われたんで、それ以上言わなかったんですけど、これは今に始まったことではないわけですし、また町もいろいろいい物は並べてもらってもらってますねけど、私は中身が全部というわけではないんですけど、やはり言った事はできるだけ実行に移してもらいたい。このように思っておりますので、今現在でどういう状態になっているのか、また最悪の場合は、できるだけ私個人としては県の管理ですんで、県で刈っていただきたい。清掃していただきたいんですけど、町の方でなんとか出来ないものか。私、今になって失敗したなと思ってるのは竜田川改修の時は、また後で申し上げますけれども、安全対策とかいろいろ出したんですけど、この事については覚書に書いてないから、ちょっと言えないんですけど、公園内やから必ずやってもらえるものやと思ってたから、甘い考えだったんですけど、とりあえず今日の考え方をお聞かせ願いたい。2点目に、町道上にはみ出している工作物等についてなんですけど、現在道路パトロール等もやっていただいております。実際に、前にも何遍も指摘はしてるわけですが、一向に直りはせーへんし、こういう状態やという報告もない、こういうものは皆で注意し、また協力し合って、撤去していかないと。えらい失礼な言い方かも知れないけど町職員だけでははっ

きり言って限度があると思います。また、あべこべに自治会から言って来たら、みなやってくれるかいうたら、これも難しい。皆の力を合わせてこういうものをなくしていかなければならない。特に神南の墓地へ行く参道、町道へあれなんぼ出てますの。あれケガあった時に、最近毎回と言っていいほど、補償で払ってるわけですな、これ必ず町の責任になってくる事明白ですわ。もう1ヶ所、今回選挙で回らせてもらって、気付いたんは、吉忠の南住宅というんですか、あれは目安住宅の南側、青木、一回町道になったる所見てきてくれはったら、どれくらい出てるか。あれ一軒ぐらい出たったら、また違うねやろうけども、またいっぱいになってきたるから、町もよう言っていかにへんのかな、と思って。一回現場、パトロールやパトロールや言って行ってはるけども、これどう対応しようと思ってはるのかお聞かせ願いたい。それから3点目、下水道完成に伴う用水確保について、これについても前々からお願いし、研究して欲しいという事も申し上げておりますんで、現時点での町の考え方をお聞かせ願いたい。それから先ほど1番で言った、塩田橋上岸の安全対策なんですけど、これは竜田川改修に伴って、地元と覚書を交しております。いろいろ白線等について、信号機をつけて欲しいという事もあったわけなんですけど、調査いたしますと、あの状況では難しいという事なんですけれども、実際に危険な事は危険なんです。最近も大きい事故ではなかったですけれども、接触事故が2件もあった。それからどういう方法があるのか、研究をしていただいているのか、また地元ともどういう対策について話合いをしていただいているのか、お聞かせ願いたい。それから5点目には、大和川堤防線、これは6m計画道路です。先ほど私、皆さんにもお渡ししてほしいと言った、平成11年から平成15年までの5ヶ年道路計画、これに鑑み、現在進めていただいておりますけども、現在の進行状況と今後の見通しについてお聞かせ願いたい。以上5点。

観光産業  
課長

農業用水の確保についてという事でございます。下水道の供用開始によりまして、現在の雑排水を利用した農業用水は減少するという事が予

測されておりまして、この農業用水不足について、ご心配いただいております吉川議員をはじめ、他の議員さんからも一般質問等を受けている状況でございます。現在町といたしましては、吉野川分水の導入について、県耕地課と協議を行ってまいりましたが、新たな加入にあつては現在農業用水として利用されている受益者、今の吉野川分水を利用している受益者との対応が非常に難しい状況であるという風に聞いております。このような状況から今後の考え方としては、農業用水の確保については非常に難しい問題であり、従来から溜池、河川からの取水、地下水の汲み上げ等による、利水をはかっておられる状況から現在の農地で必要となる水量と、利用できる水源、及び水路などについて関係する土地改良区や水利組合等、協議を行いまして、このデータをもとに県と協議させていただきまして、土地改良事業として計画が可能かどうか、また財源として地元負担等についても関係する土地改良区等と相談していかなければならないと考えております。今後も引き続き土地改良事業の調査・研究をしていきたいというように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

建設課長

建設課にかかります、4点のうち私の方から3点報告させてもらい、後は参事の方に聞きたいと思えます。まず、竜田川の下流地の県の公園の草刈についてということなんですけれども、ご指摘のように、竜田川下流の草刈は年一回でありますことから、町としましては毎年県に対しまして要望を行っております。昨年には郡山土木所長と要望活動の中で、水利管理組合なんですけれども、郡山土木所長と一緒に赴きまして、要望をする中、草刈についても所長の方へ要望もしています。県としては、そういったいろいろな河川につきましては、広範囲にある事から予算的に年一回しかできないと。その後県全体で質問者もおっしゃっておりますように、道路とか河川の草刈箇所、回数等につきまして調査・検討されてきましたが、現在郡山土木事務所に確認いたしましたところ、結論がまだ出ていないようであります。しかし町といたしましては、今後も県に対しましてこういった、住居の密集している所については草刈につ



いては、回数を増やして欲しいという要望を続けて行きたいと思えます。先ほど委員も申されたとおり、その時期的な問題なんですけれども、年一回という事で本年度も草刈の実施日を確認いたしましたところ、例年7月下旬から8月にかけて実施されるという風に聞いています。次に道路上へのはみ出しの関係なんですけれども、これにつきましても、住民の方々、通行者、また緊急車両の通行の妨げになりますことから、広報等によりまして、啓発させていただいておりますが、なかなか改善されていないという所があります。我々としては、ご指摘いただいた目安、法隆寺第3団地の関係についても、生け垣等の出っ張りについては、自治会長とも相談しながら区域的に協力していただき、ご相談申し上げたい。我々としては全体的にはなかなか指導も難しい。地域的には、服部とか、駅前の北口とかについては、指導しながら協力をいただいているという箇所もございます。ただ、全体見ますとなかなかそこまで出来ていないというのが、実情でございます。委員が申されますように住民の方に啓発・啓蒙しながらご理解をいただけるように努力してまいります。次に塩田端の両側の安全対策ということですが、これにつきましては、塩田橋西詰めの交差点についての見通しが悪いという事が、それ以前に改修の時にもそういった要望ももらっておりますけど、最近で言いますと、平成14年、昨年でありますけれども、一年前の4月、交通事故が多発地点の改善活動として安全協会斑鳩分会、西和警察署、環境対策課、また建設課も同行いたしまして現地確認調査も行い、協議を行ってきたところでございます。その結果、交差点につきましては、交通安全手段として標識、停止線、横断歩道、カーブミラー等は設置はされておりますことから、現状で運転者への注意を呼びかけることの見解となりました。しかし、地元からの要望として西詰の交差点で北向きの見通しが悪いという事の状況から、カーブミラーを設置していることから、死角となっています事からこの対策としてミラーの設置をしたところでございます。今後この場所に信号機の設置につきましては、一般質問でもありましたように、この場所につきましては、11年度より設置要望は挙がっておりますが、本年度も設置要望につきましては引き続き行

って参りたいというように考えております。

建設課参  
事

5点目の大和川堤防線の進捗状況及び、今後の見通しについてであります。当該路線の計画、総延長1600mといたしております。昨年度には、JR踏切りから目安精米所までの920mの現況測度、並びに概略設計を実施しております。この概略設計をもとに、地元自治会の役員の方々とも本計画について相談させていただき、自治会としての取りまとめをお願いして、改良計画についてご賛同を得たところでございます。本年度といたしまして、大和川管理者、JR等の関係機関とも計画内容を示してまいり、設計協議に入りたいと思っております。簡単でございますが報告とさせていただきます。

吉川委員

3点目の下水道完成に伴う用水確保については、努力して頂いているということなんで、今後も引き続き、県の努力、また地元の努力によって、19年には完成するという事ですし、町としても22年には供用開始、供用開始については17年ですけれども、完成を目指して頑張らせていただいております。全部完成しますと、私は農業用水が絶対問題になると思います。これは各議員が前々からその事を心配しておられますけれど、是非とも先ほど課長から答弁がありました方向で、農業用水の確保について、地元の改良区とか、溜池とかいろいろ協議してもらわなくてはならないと思います。是非とも引続いて努力をしていただきますよう、お願いします。1点目の竜田川下流の草刈なんですけれども、今の課長の答弁と年一回というように思いますねん。確かにこれは先ほども課長の説明にあった中で、私も同席させていただいて、お願いを重ねておりますけれども、何遍重ねても同じような同じような状況ですわね、なんとかして町の方でも年に一回ぐらいは整備、整備と言うのか、草刈、をしてもらえるように考えてもらいたいと特に思います。先ほども言いましたように、6月22日に美化キャンペーンありますけれども、実際この中に入っていくのは、到底できないような状態ですので、本日現在でも見てくれはったら、出来ない状態ですわ。6月22日やったらもっ

と草生えてくる、そこへ8月頃刈ったら余計に伸びてるわけですから、刈るのはなんぎやわ、あこは去年は地元の協力を取り付けて、私は前に郡山土木行った時にも地元の同意がいるんや、というような言い方されて、焼いていただけてますねん。その時でも、これは町長も感じておられると思うんですけど、大和川は全部燃やしてるんです。この間なんか、正直なところ、河合の公園の所なんか全部煙、ようこれは何も言ってないねんな、というくらい煙出てました。で、大和川もよそやけど、やってはる。竜田川も、一番水際まで下ろして、ちょっとずつ燃やしてもそんなに煙にはならないと思います。今の私らの環境に対する感覚と県で考えてるのは違うかも分からない。実際は県が考えてるのは1番いいわけですけど、金はないわ、燃やすのはかなんわ、何もできなかつたら、どうしようもないわけです。だから何かの方法を考えてもらわなあかん。この件についても、今後私も努力いたしますので、町の方も是非とも努力してもらって、解決に向けてお願いしたい。今でもまだ改修の看板、昔やったらあんな看板立ち上がらないけど、下水道の地図書いて、竜田川の改修についても完成になったらこないなりますよ、と地図書いてある。実際出来上がったたら確かにできてあるけども、後の管理ができていない、というのが現状です。やはり住民の皆さんに協力を求めようと思ったら、町、自治体でやる所をまず率先して示さんと、私も説得力がない、各方面に向ってお願いしてるはずですよ、今までに何遍も。皆さんもお願いに行くのに、道1つ、2点目も同じですわ。特に、この間神南でもちゃんと6m了解するという事やったのに、たまたま車置かれた。今神南上げて、駐車ご遠慮くださいを貼ろうと、役員やなしに、気が付いた人が貼るという事で、この間も町から紙もらって、皆さんにお渡ししてやってますねん。皆で考えてやっていかんと、1年かけて広げたのに、そこへ車置かれるは、また、ださはる。極端にいったら、協力しないところに……。これから協力しようと思ってる方でもしてくれなくなると思うんです。皆さんも難儀せないかんようになると思う。特に私が言いたいのは、初めにある程度してないときに言っていかないと、ずっとできたたら、私が今2件言いました所なんか、大方の家が出て

るねん。言っていくものも言わないし、自分所もいろいろやってるもん、にしてもらえない。相手はようけいるから、町はあんまり、全然示されてない。神南の墓へ行く所の家みたいなん、私何十年前から言ってますの、なんぼでもひどくなって行く。それはやっぱり町の責任で何とかやってもらわないと、事故あった時は町は補償せなあきませんねん。わたしらはそこを通るから、分かるから、当るとい事はまずないけど、初めて通った人は分からないから必ず事故は有り得ると思う。ない方がよろしいですね。あつたら困るねん。しかしやっぱり出た時には町が責任持たんなあかんねから、今は特にそういう事については、裁判になったら、町は弱いすやんか、なんでこんなに弱いのかなと。もっと事故起こした人にも罰というか、科してほしいな、と個人的には思ってますねん。思ってますけど、悲しいかな、みな町の方が負けてるわけ。それを考えると、また事故あつても困るし、是非とも真剣に2点目についても取り組んでもらいたいと思うんです。あと5番目についても努力していただいといる事なんで、なお一層の、口だけやなしに、態度で示して、解決に向って努力してもらいたい。確かに大変やとは思。私、口で言ってるけれども、行ってもらったら、解決できるか、と言え、言ってる本人もよく分ってるんです。分ってるけれど、そしたらほっておくのではない、いつも言ってるように、地元で協力できるところは、地元で頼んで、何も町で解決せなあかん事ない。町で行ってもらって解決できたら1番いいけど、やっぱり皆に協力を求めて、皆で解決していく。斑鳩町を思う心なんて町民みんな持つてはるはずや。私はやはりそれをやってもらうために、町の努力とで変わってくると思います。是非お願いしたい。それと道路上のはみ出しという事で申し上げましたけれども、不法の駐車ですね。これについても、これも長年、それも町道の上に停まってるわけです。今度の28日に安協の総会あるから、警察に質問しようと思う。もうちょっと警察も考えてもらわんな、私らよりは強いわけ、そういう事については。竜田川のあこで、……してはつても、私ら言つても聞いてくれない。せやから、私は町へも、建設省私、たまたま三代川のあれしてるんで、腕章くらいなんとかしてくれ、やっぱり

腕章付けて言うのと、何もつけんと言うのはやっぱり違うわけ。それをつけて威力というか、そんなん見せつけたろと思ってない、しかし言ってる者も違うし、また受ける者も違うわけ、一つずつ、解決するように私はいつも言ってるように町が基本を示して、そこへ皆さんの協力を求めていくべきだと思います。車についても同じ車が何遍でも同じ所へ停まってても、全然解決されてないわけですよ。おとついても、環境対策課へ言って、前の記憶とちょっと違うから、一回まだ調べてないけど、もっと長い事同じ車が停まってた記憶にあるから、記憶というより、資料にあるからね、是非ともそういうものについては、撤去できるように。正直者がバカを見ないようにしていかなと、世の中なんてよくなっていないかと思う。正直者が通るようになっていったら、皆さんももっと協力してくれはると思う。なんぼ言っても町は動いてくれないわ、そんなんでは余計に町もよくなるない。そういう事を考えて是非とも、町の今後の対応について今一層の努力をお願いして終わります。

飯高委員 先ほど理事者の方から大和川の堤防の道路計画という事で、今後、概略設計からマスタープランへと移っていかれると思うんですけど、この間ちょっと寄り合いがありまして、質問が出たわけですけど、自治会長さんはそこで町から報告受けないと説明できないというような形であったんですけど、今まで何回か打合せをされてると思うんです。だけでも、期間があってなかなか次のステップへの内容が言われなかったと思うんです。今後定期的に目安への説明の対応をお願いしたい。特に地権者にあっては心配されてるんで、自分所の土地がどうなるんや、どこまで家侵されるんかという事を心配されてますので、特に地権者に対してはできるだけ決まった時点において説明をお願いします。なかなか難しいと思うんです。3工期に分けられていくという状態にあって、各々が地域もあって、神社もあって、また他の問題も含めてありますんで、その辺町の方からの働きかけが積極的であれば、今後においてそれは自治会としては協力してくれるであろうし、そうでなければ、ちょっと引いた感じにもなってきますんで、その辺を十分考慮して頂いてよろしくお

願いたいと思います。

委員長

他にございますか。

その他についても終わります。

ここで委員の皆さんにご相談させていただきたいと思います。町営住宅目安北団地につきましては、町の方から竣工式は実施されないと聞いております。町長の法からも施設、この際委員の皆さんに見学をしてもらったら、という事でございますが、これは6月20日の最終本会議終了後、町営住宅の見学をいたしたいと思います。皆さんどうですか。

( 了 承 )

委員長

そういう事で町営住宅の見学をいたしたいと思います。

委員長

それでは、その他についてもこれをもって終わります。

これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって閉会いたします。(午前11時29分)

